

令和5年度 長野市地域包括支援センター設置運営方針（案）

I 地域包括支援センターの設置方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に支える「地域包括ケアシステムの深化・推進」が必要です。

長野市地域包括支援センターは、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、介護や医療、福祉などの様々な面から高齢者を支援し、介護予防や生活支援を積極的に行うことにより「地域包括ケアシステム」の中核的な役割を果たすとともに、地域支援事業を地域で実施する機関として高齢者人口に応じて設置しています。

本年度は、基幹型地域包括支援センター（直営）1センター、委託地域包括支援センター19センター、サブセンター1センターの体制となります。

また、住民の利便性を考慮して設置している在宅介護支援センターは、本年度4センターの体制で地域包括支援センターを補完する相談窓口の役割を担います。

II 基本的な運営方針

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護や支援が必要になっても、一人ひとりの状態に即した適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制を整備するため、「あんしんいきいきプラン21」に基づき、高齢者を地域全体で支えるための体制整備、認知症になっても自分らしく暮らせる支援、高齢者の権利擁護の推進、相談・支援体制の充実・強化等に取り組みます。

地域での高齢者の自立した生活を支援するために、介護予防・日常生活支援総合事業を効果的に実施できるよう第1号介護予防支援事業、介護予防普及啓発事業等に取り組みます。

2 重点的に行うべき業務

(1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

介護予防・日常生活支援総合事業の利用者が居住する地区を担当する地域包括支援センターが、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）を実施します。

総合事業のサービス利用者の介護予防及び自立支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じたメリハリのある対応に努め、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供できるように努めます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

高齢者が認知症などにより判断力の低下や心身機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ、地域において安心して生活を送ることができるよう権利擁護支援体制を充実します。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、包括的かつ継続的に在宅医療・介護が一体的に提供できる体制を構築します。

長野市在宅医療・介護連携支援センターと連携し、地域の医師会等と介護関係機関の多職種協働による連携体制の構築を推進します。

(4) 認知症高齢者とその家族への支援

認知症に関する正しい知識と理解を持てるよう、普及・啓発を行うとともに、認知症になっても尊厳を保ちながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化、地域での見守り・支援体制づくりを推進します。

(5) 住民組織と連携した地域づくり

今後の生活支援が必要な高齢者の増加と、社会全体の担い手の減少に備えて、地域の生活課題に対する地域の「支え合い」活動を創出します。地域福祉ワーカーや住民自治協議会との連携・協働により、住民主体による地域福祉活動への支援、地域ネットワーク会議などの「協議の場」の活用、地域包括ケアシステムを通じた社会資源の活用などにより、生活支援体制整備を推進します。

3 介護事業者・医療機関・民生児童委員・地域福祉ワーカー・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会及び専門職との連携）の構築

地域ケア会議の充実を図るとともに、地域において、行政機関、医療機関、介護サービス事業者、住民自治協議会や民生児童委員など地域の関係者、ボランティア等とのネットワークを構築し、その調整役として、高齢者一人ひとりの状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるようきめ細かな相談・支援を実施します。

各地区の地域福祉ワーカー、住民自治協議会等と連携し、住民主体による地域福祉活動との伴走支援により高齢者が生活する上での地域課題の解決を図ります。

4 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

第1号介護予防支援事業により、地域で暮らす高齢者の自立支援及び介護予防を積極的にすすめるために、介護予防サービス事業所の活用の他、担当地区内の住民主体の活用の場の他、地区公民館、民間事業所等が提供しているインフォーマルサービスの活用を推進します。

5 ケアマネジャーに対する支援

各地域包括支援センターが主体となり管内ケアマネ連絡会を開催し、情報共有や勉強会を実施することで、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

高齢者が抱えるさまざまな問題への解決に向けて、地域のケアマネジャーが、自身の役割や解決方法を整理し、主治医や地域の関係機関との連携・調整を図り、自ら問題解決ができるよう、地域ケア会議の開催を通じて、具体的な支援方法の検討及び助言などの支援を行います。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業」における自立支援に向けたケアマネジメント支援に取り組みます。

6 地域ケア会議の運営

個別ケア会議及び地域ネットワーク会議は、地区を担当する地域包括支援センターが中心となって開催します。

医療、介護等の専門職をはじめ、民生児童委員、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が協働し、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて、日常生活を営むのに支障がある高齢者が自立した生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう調整して、地域全体で高齢者の生活を支援します。

7 市との連携

地域包括ケア推進課・基幹型地域包括支援センターと委託地域包括支援センターとの連携により効率的に業務運営を行います。

基幹型地域包括支援センターは、委託地域包括支援センターと市関係各課との連携を推進し、後方支援及び人材育成等の機能を担います。

委託地域包括支援センターは、市関係各課、成年後見支援センターなど様々な関係機関と密接な連携を図りながら、公正・中立な立場で業務を実施します。

また、在宅介護支援センターは、地域包括支援センターを補完する相談窓口として、管轄する地域包括支援センターとの連携の下に、一体的に総合相談支援業務を実施します。

総合相談支援業務等を実施する上での課題解決等、相互連携を推進するため、基幹型地域包括支援センターが主催して「地域包括支援センター・在宅介護支援センター運営調整会議」を開催します。

基幹型地域包括支援センターは、新任職員も含め、各センター職員が事業や業務への理解を深められるよう、研修の充実を図ります。

8 公正・中立性の確保

市が設置する「長野市地域包括支援センター運営協議会（以下、「運営協議会」という。）」において、地域包括支援センターの運営について、医療・介護・福祉等の地域の関係者全体で協議し、評価します。

地域包括支援センターは、当該年度の事業計画書、収支予算書並びに前年度業務の評価指標の結果、事業報告書及び収支決算書等を市に提出します。市は評価指標の結果等を運営協議会に報告します。

運営協議会は、地域包括支援センターの設置、業務の方針、運営、職員の確保及び地域包括ケア等に関することを所掌し、地域包括支援センターが行う業務の評価等を行って意見を述べるなど、地域包括支援センターの設置及び運営に関与します。

地域包括支援センターは、運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保します。

運営協議会に委託地域包括支援センター職員も出席し、ヒアリング等を通じて十分な連携が図れるように努めます。

9 チームアプローチによる業務

介護保険法施行規則に定める保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職（以下、「専門3職種等」という。）が、高齢者に関する様々な相談に応じます。さらに、多様化・複雑化した相談に対して、それぞれの専門性を活かし、相互に連携・協働しながら多様な視点から問題の解決を図り、包括的に高齢者を支える“チームアプローチ”の考え方を基本として、高齢者に関する様々な相談に応じます。

また、常に各種サービスの最新情報を把握するとともに、チームアプローチを円滑、確実に行うために、高齢者や地域に関する情報の共有化を図り、相談・支援のレベルアップに努めます。

Ⅲ 個別事業の実施方針

1 第1号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、適切なアセスメントの実施により生活機能の維持・改善が図れるよう、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人の意欲に働きかけながら、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいただけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成します。

また、厚生労働省の定める地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン及び長野市介護予防・日常生活支援総合事業介護予防ケアマネジメント手順書に基づき、適切な介護予防ケアマネジメントを実施します。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

専門3職種等が高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、継続的に支援します。

高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生児童委員との連携のもと、アウトリーチにより地域の高齢者の心身の状況や家族環境等を把握することで、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

「基本チェックリスト」の活用により、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供が必要な人を決定し、介護予防ケアマネジメントに繋がります。

担当職員の資質向上を図るとともに、関係機関等と地域のネットワークの強化に努めます。

(2) 権利擁護業務

高齢者の権利が守られる地域とするため、高齢者虐待防止の啓発と早期発見に取り組みます。虐待を受けている高齢者の支援だけでなく、虐待防止の観点から養護者（家族）への支援にも努めます。

高齢者虐待対応マニュアルに沿って、迅速で適切な支援が行えるよう、関係機関や関係団体との連携強化に努めます。

高齢者が悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害に遭わないように、被害の未然防止のため、消費生活センターや警察などの関係機関と連携して悪質商法や特殊詐欺などの最新情報を収集し、広報・啓発活動を行います。

さらに、長野市成年後見支援センターやおひとりさま安心サポートセンターとの連携を密にし、成年後見制度等の普及や啓発を図るとともに、制度の活用に向けた支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアプランの作成についての相談や困難事例とを感じる個別ケースの相談などについて、専門3職種等がその専門性を活かして具体的な援助方法の検討を行うとともに、地域ケア会議の場等も活用しながら、ケアマネジャーの実践力向上及びケアマネジャーが主体的に利用者への援助を行うことができるように支援を行います。

また、ケアマネジャーと主治医や地域の関係機関との連携体制を構築します。

各地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となり情報交換や事例検討、スキルアップのためのケアマネジャー連絡会をセンター単位で開催します。

併せて、ケアマネジャー同士のネットワークを通じて、地域のあらゆる社会資

源の情報を共有し、高齢者やその家族が必要なときに必要な援助を切れ目なく受けられるように調整します。

(4) 認知症総合支援事業

認知症の様態の変化に応じた全ての期間を通じて適切な医療・介護を受けられるとともに、行動・心理症状を予防しながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化、相談支援体制の充実を図ります。

また、認知症ケアパスの作成、安心おかえりカルテ作成支援、認知症見守りSOSネット事業、若年性認知症への支援、認知症初期集中支援チームによる支援等を行います。

認知症の有無に関わらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、国策定の「認知症施策推進大綱」に基づき、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発の推進を図り、地域での見守り・支援体制づくりを進めます。

併せて、認知症サポーター養成講座、認知症地域支援推進員による活動、認知症カフェの支援、チームオレンジへの展開、認知症啓発月間の活動等にも取り組みます。

(5) 地域ケア会議の充実

保健、医療及び福祉の担当職員が相互に協力し、日常生活を営むのに支障のある高齢者が自立した生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう調整する地域ケア会議の充実に努めます。

基幹型地域包括支援センターは、「個別ケア会議」が要支援者等の支援検討に相応しい場となるよう、委託地域包括支援センターの支援を行います。

「地域ネットワーク会議」が個別ケア会議の積み重ねによる地域課題の抽出につながるよう、支援します。

地区を担当する地域包括支援センターは、「個別ケア会議」、「地域ネットワーク会議」を主催し、支援ネットワークの構築や地区課題の把握に努め、課題解決力を強化していきます。

(6) 生活支援体制整備事業

基幹型地域包括支援センターは、各地域を所管する地域包括支援センターが各地域の地域福祉活動計画や住民活動と連動しながら、各住民自治協議会に配置された地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーターの役割を兼任）と連携して住民同士による「支え合い活動」を創出し、高齢者の生活課題に対する地域ごとの支援体制を構築できるように支援を行います。

また、各地域の課題や取り組み例などの情報共有を進める他、各支所、住民自治協議会及び地域福祉ワーカーとの連携・協働が円滑に進むように様々な調

整・支援を行います。

委託地域包括支援センターは、高齢者の生活課題に対する地域ごとの支援体制を構築するため、各住民自治協議会に配置された地域福祉ワーカー、各支所及び住民自治協議会と連携し、各地域の地域福祉計画や住民活動と連動する形で、住民同士による「支え合い活動」を創出します。

併せて、地域ネットワーク会議等の機会を利用して、地域包括支援センターが把握している高齢者の実状や、専門的見地から、地域課題の抽出、支援体制の構築に向けた取り組みの提案などを、地域に向けて積極的に行います。

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

市内各医師会や関係機関と連携し、次のアからキまでの事業を推進します。

多職種協働により、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを進めるため、医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

委託地域包括支援センターは、各地域で必要な事業を実施するために、医師会や長野市在宅医療・介護連携支援センター等との連携に協力します。

- ア 地域の医療・介護サービス資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発

3 その他

(1) 介護者教室の開催（家族介護継続支援事業）

高齢者及び在宅で高齢者を介護している家族等に対して、適切な介護知識・介護技術やサービスの利用方法を習得してもらうとともに家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とした介護者教室を開催します。

令和5年度は、「男性介護者のつどい」「人生会議（ACP）」「認知症ケア」「その他」をテーマとして開催します。

(2) 地域での介護予防活動支援

地域の実情に応じて住民自治協議会や各種団体等と協働して、お茶飲みサロンや高齢者の集い等、参加者同士の交流の場の充実を図るとともに、「お達者なまちづくり（介護予防クラブ活動支援事業）」等の自主的な介護予防の取り組みを支援するなど、地域での介護予防活動の推進に努めます。

また、集い・交流の場の情報を集約し、高齢者（家族）への情報提供や、高

高齢者の社会参加の推進を図るため、地域包括支援センターと地域福祉ワーカーが定期的に情報共有しながら、「通いの場台帳」を整備・運用します。

(3) 地域包括支援センター・在宅介護支援センター運営調整会議

基幹型包括支援センターが、各地域包括支援センターの職員の代表者及び市（地域包括ケア推進課ほか）で構成する地域包括支援センター・在宅介護支援センター運営調整会議を開催し、地域包括支援センターの運営の基本方針、介護予防事業及び包括的支援事業等の事業方針など、センターの運営に係る事項及び地域包括ケアシステムの深化・推進に関することについて、市と地域包括支援センターとの合意形成を図ります。

また、担当区域を越えた課題や重点事業について、地域包括支援センター間の連携及び情報交換を図り、課題の解決に向けた検討を行います。

長野市地域包括支援センター運営協議会の意見等について情報共有し、公正・中立性の確保、適切な業務運営の調整を図ります。

(4) 地域包括支援センターの周知活動

高齢者福祉の総合相談窓口としてその機能を十分に果たすよう様々な機会を捉えて、地域包括支援センターの役割等を地域で周知するよう努めます。

(5) 個人情報の保護

地域包括支援センターの運営上、高齢者の心身の状況や家族の状況等を幅広く知り得る立場にあります。個人情報の管理を徹底し、セキュリティ管理を含め、個人情報保護の万全な対策を行います。

(6) 基幹型地域包括支援センター業務

基幹型地域包括支援センターは次のアからオについての業務を担います。

ア 総括・運営に関すること

地域包括支援センター・在宅介護支援センター運営調整会議の企画及び開催

イ 委託地域包括支援センターの後方支援・直接介入

(ア) 支援困難ケースへの介入

(イ) 高齢者虐待ケースの進行管理・介入

(ウ) 災害時等の業務継続が困難な場合の支援

ウ 地域ケア会議の開催支援・地域課題の把握

(ア) 地域ネットワーク会議からの課題抽出

(イ) 長野市ケア会議の開催

エ 研修会の開催・人材育成支援

各種研修会の開催による委託包括支援センター職員の資質向上

オ 委託地域包括支援センター業務に関する環境整備

- (ア) マニュアル及び手順書、パンフレット等の整備、更新
- (イ) 市関係各課との連携の推進及び支援
- (ウ) インフォーマルサービス等社会資源の情報提供

IV 事業計画の作成

各地域包括支援センターにおいては、本運営方針に基づき、これまでの取組状況と反省点を踏まえ、地域の特性やニーズ等も考慮し、具体的な事業計画を作成します。